

静岡県告示第1号

被災者自立生活再建支援補助金交付要綱（平成11年静岡県告示第914号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月4日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この要綱において「被災世帯」とは、自然災害により、その居住する住宅が被害を受けた世帯のうち次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この要綱において「被災世帯」とは、自然災害により、その居住する住宅が被害を受けた世帯のうち次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊世帯」という。）</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表に次のように加える。

中規模半壊世帯	複数世帯	基礎支援金		—
		加算支援金	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	100万円
			その居住する住宅を補修する場合	50万円
		その居住する住宅を賃借する場合	25万円	
	単数世帯	基礎支援金		—
		加算支援金	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	75万円
その居住する住宅を補修する場合			37万5,000円	
その居住する住宅を賃借する場合			18万7,500円	

別表（注）1中「大規模半壊世帯」の次に「及び中規模半壊世帯」を加える。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年7月3日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する補助金の交付について適用する。